<Q1-12〉監査手続を①監査理論上(リスク・アプローチ上)の概念、②監査現場において実際に実施される具体的な手続、という観点から整理しなさい。(覚えるというより頭で整理しておくことが大切)

【解答例】(P40、P41、P74)

【図表2】のとおり。

◎ワンポイントアドバイス!

- 具体的に当てはめて言い換えると、次のとおりです。
- ・企業及び企業環境の理解のためのリスク評価手続(①の監査理論上の概念).として、(②実際監査現場において)株主総会又は取締役会などの重要な会議体の議事録を閲覧する、(質問の一種である)経営者とのディスカッションを実施する、監査人が認識していない財務数値の異常な変動(端緒)や重要な虚偽表示リスクの新たな識別を目的として分析的手続を実施する、といった整理となります。
- <Q1-13> リスク評価手続について、①その目的と、②その目的を果たすために具体的に実施しなければならないとされる手続を述べなさい。(①は監基報には記載があるが覚えるのが望ましい、②は暗記不要)

【解答例】(P76)

- ①リスク評価手続は、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベル(アサーション・レベル)の**重要な虚偽表示リスクを暫定的に識別・評価し、リスク対応手続を立案すること**を目的とする(【監基報】 (旧) 「企業及び企業環境の理解を通じた</u>重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315.412)。
- ②その目的を果たすために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の討議を実施しなければならない(【監基報】(旧)「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315. 513 及び 916)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・財務会計論に置き換えると、リスクの「識別」は認識、リスクの「評価」は測定です。
- <Q1-14> リスク対応手続を2つに分類したうえで、①それぞれについてその目的を述べるとともに、②両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として考えられることを述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P82、P83)

- ・リスク対応手続は、「内部統制の運用評価手続」と「実証手続」とに分類される(【監基報】「評価したリスクに対応する監査人の手続」330.1及び3)。
- ・内部統制の運用評価手続は、会社が整備した内部統制に依拠した監査を実施できるかどうかを判断するために、内部統制の運用状況を評価することで内部統制の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することを目的とする(【監基報】330.3(1)、7及び10)。また、実証手続は監査人自らが重要な虚偽表示を看過しないことを目的とする(【監基報】330.3(2))。
- ・上記のとおり、両者の目的は違うにもかかわらずリスク対応手続に分類される理由は、暫定的に 識別し評価された財務諸表項目レベル(アサーション・レベル)の重要な虚偽表示リスクに対応 して、監査リスクを許容可能な低い水準(合理的に低い水準)に抑えるために立案し実施される 手続であるという共通点を有するためだと考えられる(【監基報】330.3(3))。